

発電所からのお知らせ

2015年2月24日

■1, 2号機: 廃止措置中(第1段階)(2009年11月18日～)

「[浜岡原子力発電所 1, 2号機 廃止措置状況\(2014年度第2四半期\)](#)」をご覧ください。

・2015年2月26日に、2号機補助ボイラ※1の検査等のため、蒸気の放出を予定しています。この蒸気には放射性物質は含まれていません。なお、検査の進捗等によって日程を変更する場合があります。

※1 補助ボイラは、建屋内の空調設備やシャワー、洗濯等の熱源として使用する蒸気を発生させるものです。また、ボイラ毎に法令に基づく検査を受けています。

■3号機: 施設定期検査中(2010年11月29日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)

・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。

■4号機: 施設定期検査中(2012年1月25日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)

・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。

■5号機: 施設定期検査中(2012年3月22日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)

・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。

■その他

・2015年2月20日に、原子炉等規制法※2に基づき、「計量管理規定※3」の変更認可の申請をおこないました。変更認可の申請内容については以下のとおりです。

- (1)浜岡原子力発電所 1, 2号機の燃料の搬出が本年度中に完了することに伴う変更
- (2)原子力規制委員会の組織改編の反映
- (3)「国際規制物資の使用等に関する規則」の改正の反映
- (4)記載の適正化

※2 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

※3 原子燃料や中性子検出器といった国際規制物資を適正に在庫管理するための手続きを定めた規定で、原子炉等規制法に基づき原子力規制委員会の認可を受けている。

以上